

## 在宅福祉奉仕者等顕彰要綱

### 1 目 的

家庭において、ねたきり高齢者等を献身的に介護している者を鳥取市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が顕彰する。

### 2 顕彰の対象

顕彰は次の各号の一に該当するものとする。

- ①在宅のねたきり高齢者（おおむね65才以上）を長期（原則として10年以上）にわたって介護し、他の模範と認められる者。
- ②在宅重度障害者を長期（原則として10年以上）にわたって介護し、他の模範と認められる者

### 3 顕彰の方法

顕彰は、会長の褒賞及び記念品を贈呈する。

### 4 候補者の推薦

地区社協会長は、民生委員、町内会長、その他各種関係者と協議決定し、この要綱に該当する者を候補者として、会長に推薦する。

### 5 審査会

顕彰者の決定は、会長が委嘱する委員で構成する審査会によって審査決定する。

### 6 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、昭和59年10月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成6年9月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成10年8月1日から施行する。